第3章 整備の進め方

(1) 都市計画道路整備方針策定の必要性

これまでは、都市に人や産業が集まり、急速に市街地が形成されていく時代に対応して、 都市計画道路を整備し、一定の成果を上げてきました。

しかし、社会経済情勢や、将来交通量の見通し等、都市計画道路を取り巻く状況は大きく 変化しています。

今後、都市の成熟期を迎えるにあたっては、真に必要な道路を見極め、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めることが求められています。

(2) 都市計画道路整備方針の対象区間と分類

都市計画道路整備方針では、都市計画道路(幹線街路)のうち、街路事業として事業認可を受けている事業中^{**1}の区間(12km)と、未着手^{**2}の区間(98km)を対象(P12, 図 3-4 参照)とし、「主要幹線道路」と「主要幹線道路以外の道路(生活幹線道路)」に分けて、それぞれの進め方を策定します。

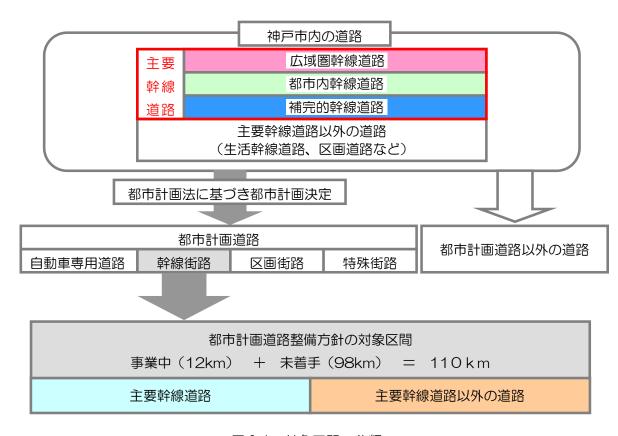


図 3-1 対象区間の分類

※1 事業中 : 幹線街路の事業中区間約27kmのうち、国直轄事業など約15kmを除いた区間

※2 未着手 : 幹線街路のうち、整備に着手していない区間

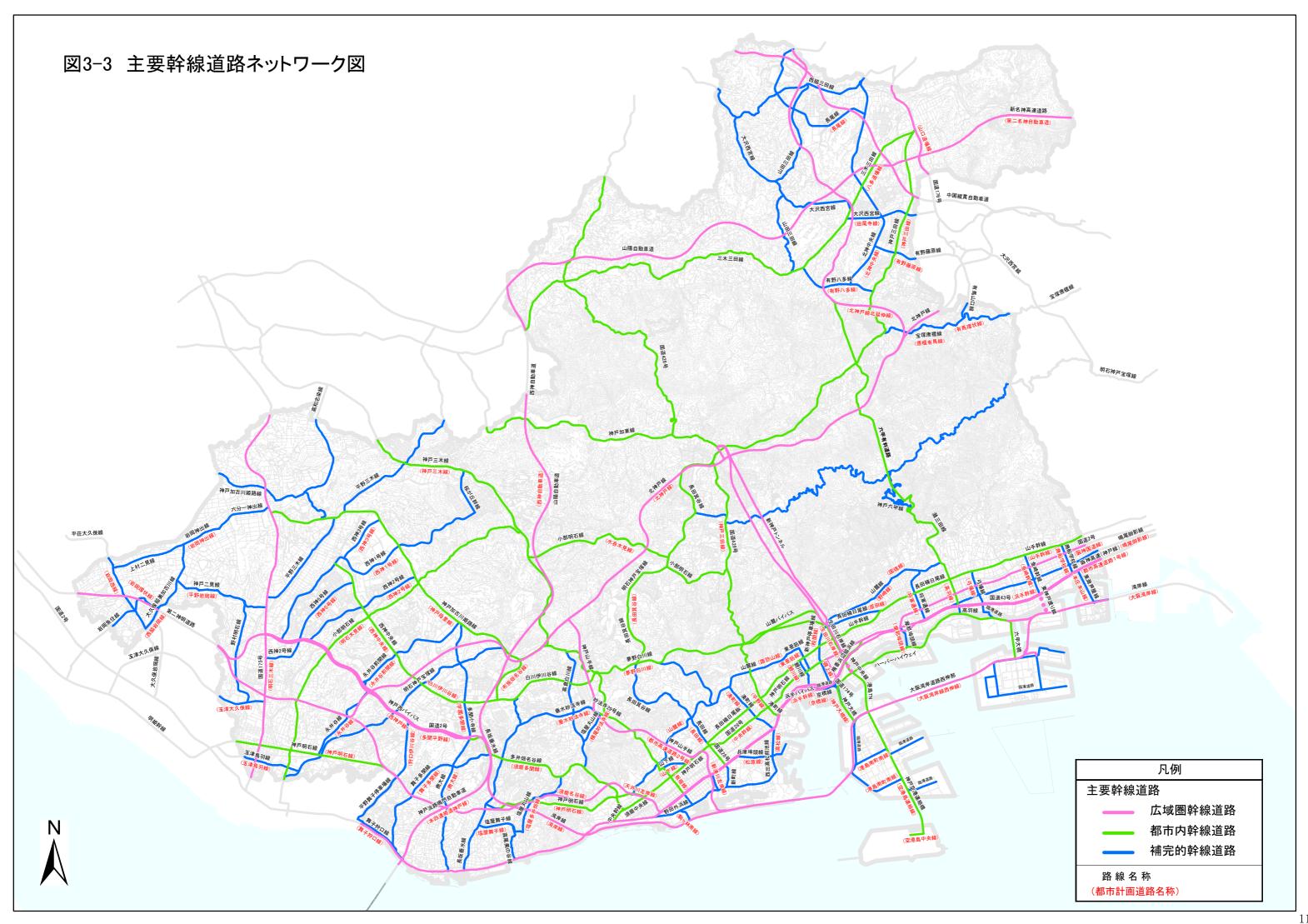
(3)主要幹線道路とは

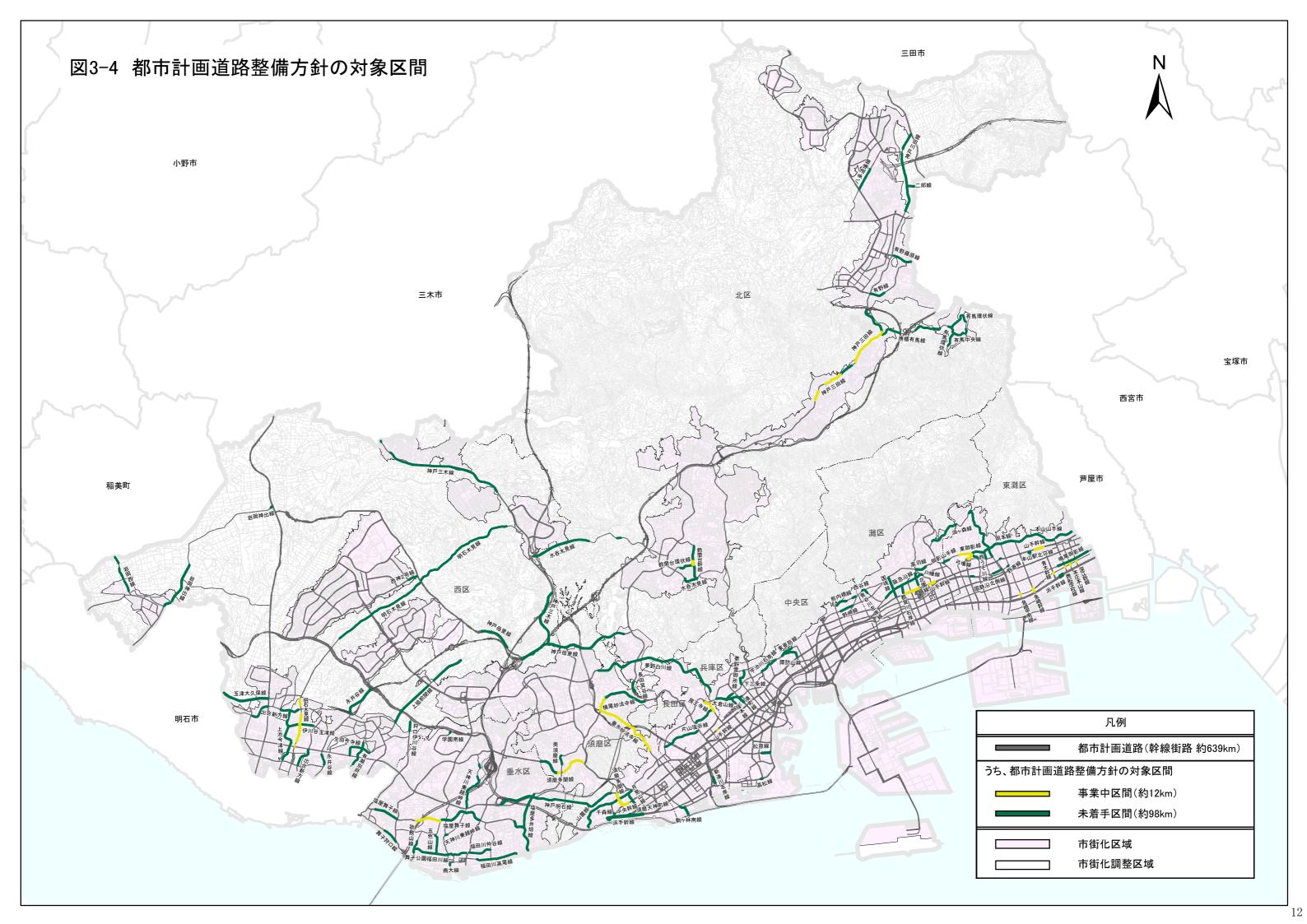
市内の道路のうち、都市の広域的な拠点機能を高める道路(広域圏幹線道路)や、既成市街地内及び市街地間を連絡し市域の一体性を高める機能を担う道路(都市内幹線道路)、及びこれらの道路を補完する機能を担う道路(補完的幹線道路)を、神戸市における「主要幹線道路」として位置づけます。

この「主要幹線道路」については、都市空間の将来像やその実現に向けた都市計画の取り 組みの方向性を明らかにする「都市計画マスタープラン」において、「主要幹線道路ネットワーク」として位置づけます。(P11, 図 3-3 参照)



図 3-2 主要幹線道路ネットワークのイメージ





(4)「主要幹線道路」の整備の進め方

「主要幹線道路」に位置づける都市計画道路について、社会経済情勢の変化や、周辺の土地利用状況等を勘案し、対象区間ごとに『交通機能*1』、『空間機能*2』、『市街地形成機能*3』の道路機能面から精査し、計画の見直しを行います。(P15, 図 3-6 参照) その結果、線形や幅員、車線数等の変更が必要となる区間については都市計画の手続きを行い、着実な整備に取り組んでいきます。

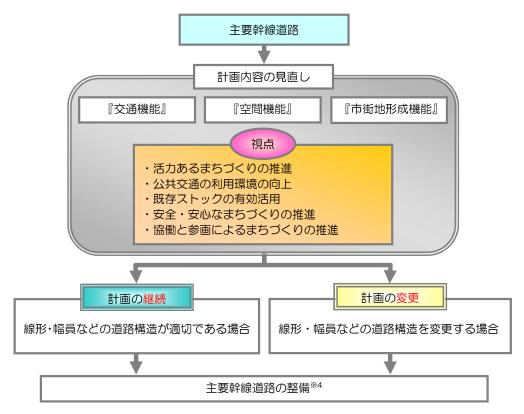


図 3-5 「主要幹線道路」の整備の流れ

※1 『交通機能』の検討

交通量や土地利用の状況などから必要な幅員構成要素(車道、歩道、停車帯等)を検証し、必要な総幅員を検討します。

※2 『空間機能』の検討

延焼防止などの防災空間やライフラインなどの収容空間、さらに通風、採光などの環境空間の確保の面から、それぞれの空間機能に応じて必要な総幅員を検討します。

※3 『市街地形成機能』の検討

市街地の誘導、街区の構成といった市街地形成機能としての道路整備の必要性を検討します。

※4 現道や周辺の道路の活用により、求められる機能を果たすことができる区間については、新たな道路 整備を行わない場合もあります。

(5)「主要幹線道路以外の道路(生活幹線道路)」の整備の進め方

都市計画道路整備方針の対象区間のうち、「主要幹線道路以外の道路」(P16, 図 3-8 参照) については、地域のまちづくりに必要であるとの合意形成が図られた場合、随時、「生活幹線 道路」として位置づけて整備を行います。

合意形成の進め方としては、地域のみなさんとの協働と参画により、地域の課題を整理・ 共有し、まちづくりの課題改善に必要な方策を検討するため、都市計画を一旦廃止します。

そして、課題改善のために幹線道路の整備が必要であるとの合意形成が図られた地域ごとに、あらためて都市計画の手続きを行い、「生活幹線道路」に位置づけることにより整備を行います。

ただし、現在事業を行っている区間や、鉄道との連続立体交差事業や土地区画整理事業などの他事業に関連する区間のうち、整備が必要と判断した区間については、「生活幹線道路」に位置づけて、計画を継続します。

また、現在、協働と参画により、まちづくり協議会の活動の中で道路の検討を行っている 大倉山線(東山町3丁目~菊水町10丁目)、夢野雪御所線(湊川町9丁目~湊川町6丁目)、 塩屋多井畑線(塩屋町1丁目~塩屋町)、舞子公園福田川線(天ノ下町~御霊町)の区間につ いては、「生活幹線道路」の検討区間に位置づけて協議を継続します。

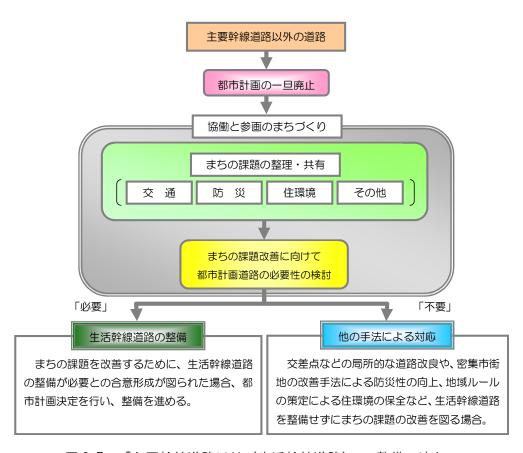


図 3-7 「主要幹線道路以外(生活幹線道路)」の整備の流れ

